

オリンピック・クラブ 会則

2018/10/01改訂

第一条.

(名 称)

本クラブはオリンピック・クラブ（以下本クラブという）と称する。

第二条.

(事 務 局)

本クラブは事務局を株式会社ニューオリンピッククラブ内（千葉県山武郡芝山町宝馬21-5）におく。

第三条.

(目 的)

本クラブは、会員の精神的・経済的豊かさを確立しつつ、スポーツ等の競技を通じ、健康の増進・自然との調和・会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

第四条.

(事 業)

本クラブは次の事業を行う。本クラブの事業を提携する会社（以下会社という）に委託する。

- (1) 本クラブの目的を達成させるために必要な施設の設置及び運営・管理。
- (2) 会員並びに理事会が本クラブの目的を達成するため必要と認めた事業。

第五条.

(クラブと会社)

本クラブと会社は協力して、相互の発展に努めること。

第六条.

(会員の構成)

本クラブは次の会員種別をおく。

- (1) 正会員
 - イ) 個人正会員
 - ロ) 法人正会員
- (2) 特別会員
 - イ) 特別個人会員
 - ロ) 特別法人会員
- (3) 名誉会員
本クラブ及び会社に功績があり、理事会及び会社の取締役会で推举された人。

第七条.

(入会金及び年会費)

1. 本クラブへの入会金及び入会後の年会費は、理事会の承認を得て別に定める。
2. 入会金はこれを返還しない。ただし、入会手続きから20日以内でかつ会員の権利の行使前である場合に限り、当該入会金の1割5分の違約金をもって入会を解除し、入会金の返還を求めることができる。また、会員が騎乗料免除期間中に中途解約した場合、中途解約申し出までの期間及び権利行使の状況等、諸般の事情を考慮して、会員と協議の上、入会金の一部を返還する。

第八条.

(会員資格の取得)

1. 本クラブの正会員は、理事会の承認を得て別に定める入会手続きを完了後、会員資格証の交付を受けることによって資格を取得する。
2. 本クラブの特別会員は正会員の紹介、または、正会員を保証人とし、理事会の承認を得て別に定める入会手続き完了後、資格を取得する。

第九条.

(会員の権利及び特典)

- 会員は、本クラブの会員証を明示することによって次の権利及び特典を有する。
- (1) 本クラブの施設は、別に定める特別料金によって利用することができる。
 - (2) 本クラブが主催する全行事に参加することができる。
 - (3) 本クラブが提携した他施設を、別に定める特別料金で利用することができる。
 - (4) 本クラブが提携した他の事業に参加することができる。

第十条.

(会員資格の一時停止または除名)

- 下記の場合、理事会の決議によって会員資格の一時停止または除名をすることができる。
- (1) 本クラブの秩序を著しく乱した場合。
 - (2) 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
 - (3) 本クラブの諸規則に違反した場合。
 - (4) 会員が本クラブに支払うべき諸費用を3ヶ月以上滞納した場合。

第十一条.

(会員の資格喪失)

- 会員は次の場合、その資格を失う。

- (1) 持ち分の全部を譲渡。

- (2) 死亡。

- (3) 除名。

- (4) 任意の脱退。

第十二条.

(会員資格の譲渡)

会員は、その会員資格取得後10か年を経た場合、理事会の承認を得て会員資格の一部または全部を他の者に譲渡できる。但し、次の各条件を満たした場合には、理事会の承認を得て10か年未満でも名義の書替えができる。但し、名義書替えに要する費用は譲受人が本クラブに支払うものとする。

- (1) 入会金の完納及び諸支払を完了した場合。

- (2) 名義譲受人は譲渡人の直接紹介に限定し、しかも理事会の資格審査条件を満たし、会員として認められた場合。

第十三条.

(継 続)

会員が死亡した場合、相続人のうち一人が会員資格の全部を継承して会員になる。承継会員は別に定める必要書類を理事会に提出し、名義の書き替えをするものとする。

第十四条.

(理事および理事会)

1. 本クラブに次の理事を置き、理事会を組織する。

理事長 1名
副理事長 若干名
理事 若干名
監事 若干名

2. 理事会は重要事項を諮問するため、前項の理事の他に会長・顧問・相談役等を指名することができ、すべて名誉職とする。また、その任期は2年とするが再任は妨げない。

第十五条.

(理事会の権限)

理事会は規約に定められた事項その他本クラブの業務執行に必要な事項を決議する。

第十六条.

(理事の選任・解任)

1. 理事及び監事は、正会員の中から会社が会員の意向を尊重して委嘱する。
2. 理事長は、会社が各理事・監事の意向を尊重して委嘱する。
3. 会社の取締役会は、理事長を解任することができる。

第十七条.

(理 事 長)

1. 理事長は、本クラブを代表し理事会を組織し、本クラブの事務を統括する。
2. 理事長は、本クラブの重要な事項についてその都度理事を招集し、その理事会の承認を得て執行する。
3. 理事長は、必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。

第十八条.

(副理事長・理事)

1. 副理事長は、理事長を補佐して本クラブの事務を執行する。
2. 理事長が事故の時は、予め理事会が定めた順序に従い、理事の一人が理事長の職務を代行する。

第十九条.

(監 事)

監事は、理事の業務の執行の状況を監査する。

第二十条.

(届出事項の変更)

会員が届け出た氏名住所、電話番号、勤務先などについて変更があった場合はには、本クラブに所定の方法により遅滞なく届け出るものとする。

上記の届出がないため、本クラブからの通知又は送付書類その他のものが延着あるいは到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものと見なし、これに伴う損害は会員の負担とする。

第二十一条.

(責 任)

本クラブでの騎乗中の事故については、应急処置等騎乗者傷害保険を含めて対応する。

第二十二条.

(会則の改廃)

本クラブの会則の改廃は、理事会が会社の同意を得て行う。

第二十三条.

(規約の運用)

会則に定められていない事項及び会則の条項の解釈に疑義を生じたときは、理事会は会社と協議して解決する。